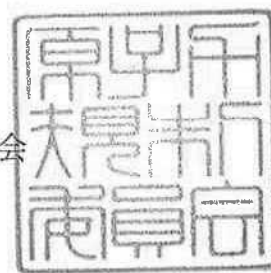


原規規発第2003257号

令和2年3月25日

文部科学大臣 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
の原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉
施設の変更〕に関する意見の聴取について

上記件について、平成26年11月26日付け26原機（安）099（平成28年10月27日付け28原機（安）019、平成29年6月29日付け29原機（安）009、平成29年12月21日付け29原機（安）022、平成30年2月23日付け29原機（安）029、平成30年7月11日付け30原機（安）008、平成30年10月17日付け30原機（安）012、令和元年9月26日付け令01原機（安）004、令和2年1月27日付け令01原機（安）010及び令和2年3月23日付け令01原機（安）012をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け27原機（大安）016をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第26条第4項において準用する法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項第3号の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉設置変更許可申請書〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成26年11月26日付け26原機（安）099（平成28年10月27日付け28原機（安）019、平成29年6月29日付け29原機（安）009、平成29年12月21日付け29原機（安）022、平成30年2月23日付け29原機（安）029、平成30年7月11日付け30原機（安）008、平成30年10月17日付け30原機（安）012、令和元年9月26日付け令01原機（安）004、令和2年1月27日付け令01原機（安）010及び令和2年3月23日付け令01原機（安）012をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け27原機（大安）016をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された大洗研究所（北地区）の原子炉設置変更許可申請書〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第24条第1項第1号

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る内部火災対策工事等に伴う工事に要する資金に

については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法に基づき政府から交付される財源により充当する計画であるとしていることから、工事に要する資金の調達が可能と判断した。このことから、申請者には試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

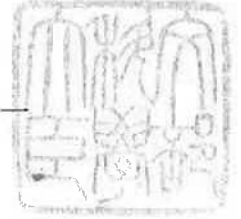
4. 法第24条第1項第3号

添付のとおり、本件申請に係る試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

元受文科開第1441号
令和2年3月30日

原子力規制委員会 殿

文部科学大臣
萩生田 光



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に関する意見の聴取について
（回答）

令和2年3月25日付け原規規発第2003257号で意見の聴取があった標記については、異存はありません。